

京都農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供します。

本市の住民は、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について意見がある場合、令和5年1月4日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者又はその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和5年1月5日から令和5年1月19日までに本市にこれを申し出ることができます。

令和4年12月5日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

令和4年12月6日から令和5年1月4日まで

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課

3 意見書の提出要領

この農業振興地域整備計画書案について意見書を提出しようとする者は、氏名、年齢、住所を法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載のうえ、前記案件について意見をできるだけ具体的に記載した文書を京都市産業観光局農林振興室農林企画課に提出してください。

提出された意見書に対する個別の回答は行わず、当該整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告いたします。

なお、提出された意見書については、その内容を公表する場合がありますので御了承ください。

4 異議申出書の提出要領

この農用地利用計画の変更案についての異議申出は、次の事項を記載した書面を京都市産業観光局農林振興室農林企画課に提出してください。異議申出人が法人等である場合にあっては、その代表者の氏名及び住所又は居所を記載し、その資格を証する書面を添付してください。

- (1) 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 異議申出に係る農用地利用計画の案
- (3) 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権
その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (4) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (5) 異議申出の趣旨及び理由
- (6) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (7) 異議申出の年月日

(産業観光局農林振興室農林企画課)